

<別表3> (第9条関係)

令和7年5月現在

NO	選出区分	委員の定数	令和6年5月現在	備考
1	田中地域ふるさと協議会 加盟町会・自治会長	各1名	15名	(ふる協会則別表1参照)
2	田中地区民生委員 児童委員協議会代表	1名	1名	
3	田中・柏の葉地区民生委員 児童委員協議会代表	1名	1名	
4	健康づくり推進員代表	1名	1名	
5	ボランティア サロン代表	各1名	14名	花のふれあい会・さくらの会・ 花山なごみの会・シニアサロン花咲 大室ふれあいの会・なかよし会 はつか会・ゆうあい十余二 アイビーサロン・元気会 正連寺おしゃべりサロン 結いの会・楽々サロン・若葉の会
6	日赤奉仕団代表	1名	1名	
7	田中地区青少年健全 育成推進協議会代表	1名	1名	
8	近隣センター所長	1名	1名	
9	田中地区小・中学校代表	1名	1名	
10	福祉活動経験者	若干名	6名	
11	その他役員会が必要と 認める団体の代表	各1名	1名	
12	田中地域ふるさと協議会会長	1名	1名	
13	地域包括支援センター代表	1名	1名	
14	いきいきセンター代表	1名	1名	
	合計		46名	

※ 委員の定数の増減については必要に応じ役員会において定める。

<別表4> (第12条関係)

田中地区社協運営委員会部規約

(目的)

第1条 この規約は、田中地区社協運営委員会規約 12条2項の規定に基づき、部の運営に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 各部は、次の事項について、事業を推進する。

(1) 企画調整部

- ① たなかっ子食堂に関すること
- ② 地域福祉のニーズに対応した福祉・文化事業及びレクリエーション活動の企画・運営に関すること
- ③ 多世代交流事業に関すること

(2) 総務広報部

- ① 運営委員会の会議・運営に関すること
- ② 敬老事業・地区懇談会・出前講座に関すること
- ③ 広報誌の編集、発行、ホームページの作成に関すること

(3) ボランティア部

- ① サロン活動に関する研修、情報交換等の企画・実施に関すること
- ② ボランティアの啓発・育成・斡旋に関すること

(4) 子育て支援部

- ① 子育てサロン活動の推進に関すること
- ② 子育て支援事業の企画・実施に関すること

(5) チョイサポ活動部

- ① 生活支援に関すること

(構成)

第3条 各部の委員は、運営委員の中から会長が選任する。

(任期)

第4条 各部の委員の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

2. 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 各部に、会長の選任により、部長1名と副部長1名を置くことができる。

2. 部長は部を統括する。部長に事故あるときは、副部長がこれを代理する。

(会議)

第6条 部会は、必要に応じ、部長が招集し、議長となる。

(委任)

第7条 この規約に定めるほか、各部の運営に必要な事項は、部長が別に定める。

附則

1. この規約は、平成25年5月18日から実施する。
2. 平成27年5月16日から一部改正を実施する。
3. 令和6年5月11日から一部改正を実施する。